

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 萩浦地区センター
指 摘	ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>指摘を受け、令和6年6月11日に各所属に対して、改めて適正な事務の執行について通知したほか、7月12日に実務を行う職員に対して研修を実施した。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないように、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 岩瀬地区センター
指 摘	イ 公印（公民館長印）の備品台帳が作成されていなかったため、改善を図りたい。
措 置 状 況	<p>指摘を受け、公印の備品台帳を再度確認したところ、公民館長印の記載はあるものの、摘要欄の記載が不十分で、公印の種類が不明瞭な状態であったため、摘要欄に公印の種類（「市長印」及び「公民館長印」）を明記した。</p> <p>また、現在数量欄に記載誤りを発見したため、修正した。</p> <p>今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な備品の管理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 水橋東部地区センター
指 摘	ウ 週休日に行った勤務について、4時間以上7時間45分未満の勤務2回分をあわせて、1日の週休日として割振り変更しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>指摘を受け、令和6年7月に振替命令簿、出勤簿及び休暇整理簿を訂正して職員課へ報告した。</p> <p>あわせて、令和5年から令和6年への年次有給休暇の繰り越し日数も修正した。</p> <p>今後は、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 大広田地区センター 浜黒崎地区センター 水橋東部地区センター 三郷地区センター 新庄地区センター
指 摘	<p>エ 令和6年能登半島地震の対応に係る避難所運営等の業務への事務従事に伴う管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数あった。</p> <p>(イ) 管理職員特別勤務手当及び災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数あった。</p> <p>(ウ) 災害応急作業等手当は日額で定める手当であるが、同日に行われた深夜時間帯を含む勤務について、日中単価と深夜単価の両方を申請したことにより、過大支給となっているものがあった。</p>
措 置 状 況	<p>指摘を受け、(ア) (イ) については、それぞれ職員課へ過小支給分の修正報告を行い、令和6年6月分までの給与で追給を行った。</p> <p>また、(ウ) についても、同様に過大支給分の修正報告を行い、令和6年5月分の給与で返納した。</p> <p>今後は、職員課からの通知内容等をよく確認し、申請漏れや申請誤りがないよう、適切な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 岩瀬公民館
指 摘
ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
指摘のあった公民館使用料については、令和6年5月より、領収した即日又は翌日までに指定金融機関へ払い込むようにした。 また、6月に実施した公民館主事研修会においても、公民館使用料の取り扱いについて各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 藤ノ木公民館
指 摘
イ 公民館使用料の算定について、次の誤りが見受けられたので、改善を図ら たい。 (ア) 富山市公民館条例に定める使用時間区分によらずに算定しているものが複数 あった。
措 置 状 況
指摘のあった団体においては、令和6年度使用分より適正な金額を徴収すること とし、過去に利用した分についても、遡って請求の上、納入を確認した。 また、6月に実施した公民館主事研修会にて、公民館使用料の取り扱いについて 各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 新庄公民館
指 摘	イ 公民館使用料の算定について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (イ) 富山市公民館使用料減免還付取扱要綱に定める減免の対象に該当しない場合に全額減免とし、使用料を徴収していなかった。
措 置 状 況	指摘のあった団体においては、令和6年度使用分より適正な金額を徴収することとし、過去に利用した分についても、遡って請求の上、納入を確認した。 また、6月に実施した公民館主事研修会にて、公民館使用料の取り扱いについて各公民館へ周知をした。 今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 大広田公民館
指 摘	ウ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給について、超過勤務実施後に実績をシステムに入力しなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>指摘のあった会計年度任用職員の超過勤務手当の実績未入力による過小支給については、時間外勤務命令申請実施入力及び決裁後、令和6年5月15日に支給したところである。</p> <p>また、6月に実施した公民館主事研修会においても、超過勤務をした場合の事務取扱について各公民館へ周知をした。</p> <p>今後は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 奥田北公民館 教育委員会事務局 豊田公民館
指 摘	エ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給について、1日7時間45分に達するまでの勤務についての支給割合は100/100、それを超えた場合は125/100とすべきところ、1日7時間45分を超えた時間に対しても100/100で支給したため、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	指摘のあった会計年度任用職員の超過勤務手当の過小支給については、それぞれ差額を令和6年5月15日、令和6年7月15日に支給したところである。 また、6月に実施した公民館主事研修会においても、超過勤務をした場合の事務取扱について各公民館へ周知をした。 今後は、会計年度任用職員要領等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 藤ノ木公民館
指 摘	オ 旅費の支給について、市内・県内等出張命令簿に通算路程を誤って記載したことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>指摘のあった会計年度任用職員の旅費の過小支給については、差額を令和6年8月15日に支給したところである。</p> <p>また、6月に実施した公民館主事研修会においても、市内・県内等出張命令簿の事務取扱について各公民館へ周知をした。</p> <p>今後は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	市民生活部 地域コミュニティ推進課
意 見	<p>今回実施した地区センターの定期監査において、懇親会を伴う研修会等に参加した際の負担金を公費負担している事例が複数見受けられた。懇親会は私的な飲食とみなされるため、研修会にかかる経費と懇親会にかかる経費とをできる限り明確にした上で懇親会の公費負担について検討されたい。</p>
回 答	<p>懇親会を伴う研修会等への参加については、参加する地区センター所長だけでなく関係する自治振興会や地元関係者等のご意見を踏まえ市全体として判断する必要があると考えておりますが、各地域によって開催方法や開催回数異なるなど、解決するために困難な課題が多くあることから長期的に対応を検討してまいります。</p>